

農業委員会第2回総会議事録

1 日 時 令和8年8月14日（金）午前10時00分～午前11時30分

2 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3 出席委員（18人）

会長	大塚 和馬	会長職務代理者	森田 昭則		
2番	後藤 博英	3番	鈴木 秀	4番	中井 博万
5番	中尾 建夫	7番	飯田 秀治	8番	澤井 悟
9番	市川 正之	10番	住田 弘重	12番	平子 伸
13番	稲田 利幹	14番	羽田 圭子	15番	野田 保己
16番	小林 登志樹	17番	豊田 栄美子	18番	近藤 啓子
19番	鈴木 啓之				

3 欠席委員（3名）

1番 太田 政直

4 事務局

農業委員会事務局 中西次長、森総務GL、吉村農地GL、島田
東郷農林水産課長 野田GL

5 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
	第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号議案	農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について（所有権）
	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第6号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第 7 号議案 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について

第 8 号議案 農用地利用集積等促進計画について

第 9 号議案 推進委員の辞任について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 取下願・取消願の承認について

6 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。開会にあたりまして大塚会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

大塚会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしく願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 2 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号 第 3 番 鈴

木秀委員、議席番号 第 4 番 中井博万委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、4 ページ 23 の 107 番は、鈴木啓之委員に関連する案件となります。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくは その配偶者に関する事項については、参与することができない。」と定められておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により鈴木啓之委員の退席を求めます。

(鈴木啓之委員退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書 4 ページを御覧ください。

23 の 107 番は庄内地区、申請地は東庄内町及び西庄内町地内、登記地目・現況地目ともに田が 2 筆、登記地目・現況地目ともに畑が 11 筆、登記地目が原野、現況地目が畑、が 5 筆、合計面積は 22,950 m²です。取得後は水稻と蕎麦を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 1 件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、鈴木啓之委員の着席を求めます。

(鈴木啓之委員着席)

議長（会長）

引き続き残りの第 1 号議案について、事務局より説明いたします。

事務局

議案書 1 ページをご覧ください。

続きまして、1 の 98 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目ともに畑が 5 筆、合計面積は 1,584 m²です。申請者は、耕作面積はゼロとなっておりますが、亀山市にある実家の農作業を手伝っており、農作業経験も豊富です。取得後は野菜・果実を栽培するとの申請です。

続きまして、3 の 106 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目

ともに畑、面積は 872 m²です。取得後は植木を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7 の 101 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目ともに田が 5 筆、合計面積は 4,955 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、7 の 108 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目は田・現況地目は畑、面積は 714 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、9 の 100 番は河曲地区、申請地は野辺町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 2,818 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、11 の 105 番は箕田地区、申請地は上箕田町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 1,051 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、15 の 109 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目ともに畑が 3 筆、合計面積は 818 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、16 の 103 番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 102 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、17 の 99 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田が 10 筆、登記地目が田、現況地目が畑、が 1 筆、登記地目・現況地目ともに畑が 1 筆、合計面積は 2723.21 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17 の 102 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 1,190 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、20 の 104 番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 857 m²です。なお、議案書では、面積 857 m²が上下 2 段に重複して記載されております。正しくは 857 m²です。お詫びして訂正いたします。取得後は、芝を栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 110 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 1,507 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 12 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

中井委員

15 の 109 番について、地区農業委員会で土建業を営んでいる譲受人が許可前に重機を用いて申請地を整地しているという意見がありました。このような場合、始末書が必要ではないでしょうか。また、申請地は、耕作困難な谷地にあり、譲受人が耕作できるのか疑わしく、地元ではモトクロス場になるといううわさがあるという意見もありました。

事務局

譲受人に対して、複数回聞き取りをして耕作の意思を確認しています。整地に関しては、農地転用の事前着工であれば指導の対象となりますが、今回は農地への復元と聞いているため、特に問題はありません。なお、モトクロス場を目的とした転用は、農地法上認められません。譲受人からは農地所有適格を設立してブルーベリーを栽培すると聞いています。もし、許可後に明確な違反が分かれば、許可の取り消しとなります。

議長（会長）

他にございませんか。他に無いようですので第 1 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。

23 の 11 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,022 m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、トラクター、草刈機、農用車をリースしており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は 1 件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 2 号議案は、承認いたします。続きまして、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の所有権について、説明いたします。

議案書6ページ、及び別紙 位置図1ページ目をご覧ください。

まず、1の9番は、国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地が2筆、合計面積は1,075 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。申請人は、平成8年頃より、当該地を駐車場として転用し、主にホンダ技研工業の従業員に貸し出しており、始末書も添付されて、転用についてはやむを得ないと考えます。

続きまして、9の7番は、河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目は畑、現況地目は宅地が3筆、登記地目は山林、現況地目は畑が1筆、合計面積は381.82 m²です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。申請人は、昭和43年頃、昭和50年頃に当該地に農業用倉庫を建築。始末書も添付されており、転用についてはやむを得ないと思われます。農地区分は2種農地と判断されます。

続きまして、18の8番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は3,458 m²です。申請内容は、当該地を農業用施設用地とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。申請者は、市内で農業を営んでおり、現在使用している農業用施設が公共事業により買収されることになったため、現事業所近くの代替地に農業用施設を建築するものです。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農用地利用計画に指定された用途のため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、3,000 m²を超える案件であるため、8月10日に現地確認を行っています。

以上、申請件数は3件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

小林委員

9の7番について、違反転用から、ずいぶん時間が経過しています。今回の申請に至った経緯は何ですか。

事務局

申請地の道路対面に居宅があり、建て替えするときに敷地の一部を農地転用する必要があります、最近転用許可を実施しました。今回は、申請人の所有地の中で同様の転用漏れがないか確認し、申請に至りました。

豊田委員

18 の 8 番について、土地収容事業に伴う転用とのことですが、申請人の農業用施設用地すべてが対象となっていますか。

議長（会長）

私の地元地区のため、事務局に代わり回答します。すべて対象と聞いています。

他に意見はありませんか。

他に無いようでございますので、第 3 号議案は、承認といたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条許可申請の 事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明いたします。

こちらは、過去に農地転用許可を受けた土地について、その利用目的などが変更された場合に行われるもので、新たな計画の妥当性については、この後、5 条（所有権）の中で御審議いただくことになります。

それでは、議案書 7 ページ、及び別紙の位置図の続き 4 ページ目を御覧下さい。

6 の 1 番は、レジャー施設用地として、令和 2 年 12 月 16 日付け、第 502-9-109 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。変更理由としては、テニススクールを計画したものの、コロナの影響で生徒、指導者が集まらず、事業を断念せざるを得なくなった模様です。当該地の利用については、近隣に事業所を持つ堀部組が自動車整備工場、自社の作業車の駐車場として利用することで計画がまとまり、今回の申請に至りました。

以上 1 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果や新たな譲受人との農地転用許可申請書も今回の総会に提出されており、後ほど、御審議もいただくことから、申請については特に問題のないものとして判断していますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。別段無いようでございますので、第 4 号議案は、承認といたします。

続きまして、第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 8 ページ、及び先ほど御覧いただいた位置図の続き 5 ページ目を御覧ください。

い。

まず、1の32番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は470 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の42番は、国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は、7.23 m²です。申請内容は、当該地を一体利用地 426.79 m²を含む、住宅敷地への進入路とするものです。位置図で点となっている箇所はすみきり部分を示しています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の43番は、国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は、149 m²です。申請内容は、当該地を一体利用地 334.58 m²を含む、住宅敷地への進入路とするものです。なお、当該地には譲受人の自己所有地も含まれており、農地法第4条第1項の申請も兼ねております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の47番は、白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも雑種地が2筆、合計面積は、832.25 m²です。申請内容は、当該地を自動車整備工場用地とするものです。先ほどご承認をいただきました。第4号議案にかかる転用申請です。申請者は、白子地区で土木工事業、運送業、自動車整備業を営んでおり、近隣で新たな整備工場を建築するため申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の48番は、白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも雑種地が2筆、合計面積は、650.39 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。先ほどご承認をいただきました。第4号議案にかかる転用申請です。申請者は、白子地区で土木工事業、運送業、自動車整備業を営んでおり、自社の保有車両が増えるため、新たな駐車場が必要となり、申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の50番は、稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は、647 m²です。申請内容は、当該地を施設利用者の活動スペース用地とするものです。申請者は、隣接地で生活介護事業所を営んでおり、今回入所者がイベントなどを楽しむ場所を増やすために申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の52番は、稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積は、31 m²です。申請内容は、一体利用地 390.37 m²を含め、421.37 m²を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の46番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、合計面積は1,375 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、457.54 m²です。農地区分は、第2種

農地と判断されます。

続きまして、10の33番は、一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目・現況地目とも田が2筆、合計面積は1,165㎡です。申請内容は、当該地を含む一体利用地1,548.62㎡を、駐車場用地とするものです。申請者は、四日市市河原田町で運送業を営んでおり、事業用トラックを増車することから、新たに駐車場として隣接する当該地を転用するに至りました。申請者は、農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、13の40番は若松地区、申請地は若松西二丁目地内、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は1,460㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

申請者は、平成30年頃から土木工事業を営んでおり、業務上必要な資材置場として当該地を既に利用していたため、始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、17の45番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,037㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、457.54㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、18の39番は井田川地区、申請地は小田町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地が2筆、登記地目は畑、現況地目は雑種地が2筆、合計面積は468㎡です。申請内容は、当該地を資材置場及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。申請人は、令和3年頃から造園業を営んでおり、業務上必要な資材置場及び駐車場として当該地を既に利用していたため、始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、19の41番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は811㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、340.49㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の49番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目、現況地目とも畑が2筆、合計面積は2,350㎡です。申請内容は、当該地を養豚場の管理施設用地として転用したい旨の申請です。農地区分は、農用地と判断されます。申請者は養豚業を営んでおり、労働環境の改善及び衛生管理の徹底を図るため、畜産用倉庫及び養豚場管理棟が必要となったことから、今回の申請に至りました。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、22の44番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目は田、現況地目は樹園地が3筆、合計面積は1,701㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル

設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、478.82 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の51番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、面積は646 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は16件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

森田職務代理

6の47番と6の48番について、所在地が分かれており、土地の一部となっていますが、分筆は必要ありませんか。また、地目が雑種地となっているのは、なぜですか。

事務局

譲受人が同一人物ですので、分筆登記は必要ありません。本来であれば、許可の取り消し及び農地の復元が必要な案件ですが、開発行為後に譲渡人が事業継続となりましたので、復元が困難な状態となりました。案件が2件に分かれているのは、自動車整備工場側の土地に対して運送業の届出が必要なためです。なお、一部転用によって農地が残るようであれば、分筆が必要となります。

議長（会長）

他に意見はありませんか。

他に無いようでございますので第5号議案は、承認といたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条の規定による 許可申請の 貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書11ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続きをご覧ください。

まず、3の25番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は233 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の28番は稲生地区、申請地は稲生四丁目地内、登記地目・現況地

目ともに畑、面積は 354 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして 9 の 27 番は河曲地区、申請地は、国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 550 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 26 番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 341 m²です。申請内容は、第 4 号議案内の 22 の 51 番での申請地 646 m²と一体利用とし、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は 4 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので第 6 号議案は、承認といたします。

続きまして、第 7 号議案 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第 7 号議案 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について説明いたします。

農地法第 5 条第 4 項において、鈴鹿市などの指定市町村が、転用を行う場合、事務の委任を受けた農業委員会との協議が成立することをもって、許可があったものとみなすため、今回、鈴鹿市上下水道局から協議書が提出されました。

それでは、案件を説明いたします。庄野地区は、申請地は庄野町地内、登記地目は田、現況地目は畑が 3 筆、登記地目、現況地目ともに田が 2 筆、合計面積は 4,215 m²です。牧田地区は、申請地は弓削町地内、登記地目、現況地目ともに田が 3 筆、合計面積は 4,637 m²です。これらについては、安全かつ安定した水道水の供給を確保するため、平田系・汲川原系水源の掘替え及び新設に伴う試掘、地質調査及び揚水試験を行う水道事業用地として、令和 8 年 10 月から 3 年間一時転用するものです。農地区分は農用地と判断されます。農用地区域内農地は、原則として転用を許可することができない農地ですが、本件は必要性が認められる一時転用であり、農地への復元も確実であるため、例外的に協議を成立させ得るものと考えています。

以上 2 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、転用については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので第7号議案は、承認いたします。

続きまして、第8号議案 農用地利用集積等促進計画 につきまして、7ページの23番、8ページの25番、9ページの27番から29番は、稲田 敏幹委員に関連する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により稲田 敏幹委員の退席を求めます。

(稲田敏幹委員退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第8号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書7ページをお開きください。

本題に入る前に、まず、資料の読み方について説明いたします。左にある番号の項目は、地区番号と受付番号が振ってあります。上の数字が地区番号で、市内23地区に対応しています。このページでは、「9」となっており、河曲地区を示します。

下の数字は受付番号となっており、原則連番となっており、番号の隣は、権利の設定を受ける者の欄です。農地を貸借や権利移転を受ける者の住所・氏名が、記載されております。その隣は、権利を設定する者の欄です。農地の所有者の住所・氏名が、記載されております。その隣は、権利を設定する土地の欄です。土地の所在地、現況地目、権利設定する農地の面積が記載されております。その隣は、設定する権利の欄です。契約期間と賃貸借の場合は、金納や物納の内容が記載されております。最後に、右端の欄は、権利の種類や備考の欄です。権利の種類は、「賃貸借設定」「使用貸借設定」「所有権移転」のいずれかが記入されております。議案の読み上げは、これらの内、受付番号、地区名、権利設定の内容の順にいたします。

それでは、議案を読み上げます。23番は、河曲地区で10a当たり米20kgの賃貸借です。

続きまして、計画書8ページをお開きください。25番は、一ノ宮地区で使用貸借です。

続きまして、計画書9ページをお開きください。27番から29番は、玉垣地区で10a当たり米20kgから50kgの賃貸借です。

以上、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、稲田

敏幹委員の着席を求めます。

続きまして、23 ページの 62 番は、鈴木啓之委員に関連する案件となります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により鈴木啓之委員の退席を求めます。

(鈴木啓之委員退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 23 ページをお開きください。62 番は、鈴峰地区で使用貸借です。

以上、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認といたします。それでは、鈴木啓之の着席を求めます。

(鈴木啓之委員着席)

引き続き残りの第 8 号議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページをお開きください。1 ページは国府地区で、1 番は、使用貸借です。

2 ページと 3 ページは、加佐登地区です。2 番から 12 番は、3 筆で 2 千円と、10a 当たり 16,650 円の賃貸借、及び使用貸借です。

4 ページは、牧田地区です。13 番と 14 番は、10a 当たり米 20kg と 30kg の賃貸借です。

5 ページは白子地区で、15 番は使用貸借です。

6 ページは、稻生地区です。16 番から 20 番は、使用貸借です。

7 ページは、河曲地区です。21 番と 22 番は J A の概算金額による賃貸借です。23 番は、冒頭で説明しました。

8 ページは、一ノ宮地区です。24 番は、10a 当たり米 50kg の賃貸借です。25 番は、冒頭で説明しました。

9 ページは、玉垣地区です。26 番は、10a 当たり米 35kg の賃貸借です。27 番から 29 番は、冒頭で説明しました。

10 ページから 16 ページは栄地区です。30 番から 38 番は、10a 当たり米 25kg から米 30kg の賃貸借で、70 番から 104 番は、圃場整備事業による所有権移転です。

17 ページは天名地区です。39 番は、圃場整備事業による所有権移転です。

18 ページは、合川地区です。40 番は、10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

19 ページは、久間田地区で、10a 当たり 1 万円の賃貸借です。

20 ページは、椿地区です。45 番と 46 番は、使用貸借です。

21 ページと 22 ページは深伊沢地区です。47 番から 58 番は、使用貸借及び 10a 当

たり 30,000 円の賃貸借です。

23 ページと 24 ページは、鈴峰地区です。59 番から 61 番及び 63 番から 67 番は、使用貸借と 10a 当たり 5,000 円から 8,000 円の賃貸借です。62 番は冒頭で説明しました。

25 ページは庄内地区です。68 番と 69 番は、使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 8 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

後藤委員

賃料について、地区によってばらつきがあるため、市内で取り決めをしてはどうですか。

鈴木啓之委員

各部会で上限を取り決めています。下限については、ありません。

後藤委員

実情は異なっているのではないのでしょうか。

鈴木啓之委員

取り決めに遵守するのは、当事者のモラルの問題になります。

事務局

賃料の考え方について、中間管理機構や農林水産課へ確認します。

議長（会長）

鈴木啓之委員の御発言は、JA の稲作部会に所属しているため、参考になろうかと思えます。事務局で中間管理機構への確認をお願いします。

他に意見はありませんか。

森田職務代理

59 番と 60 番の借受人について、農機具の保有状況が何も記載されていません。

事務局

現在の農地台帳の内容を反映しています。おそらく、何かしらの農機具を保有していると思われますので確認いたします。

議長（会長）

他にありませんか。

他に無いようでございますので、第 8 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 9 号議案 推進委員の辞任につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

議案書 14 ページをご覧ください。

若松地区の農地利用最適化推進委員の三田さんから、体調不良を理由に推進委員を辞任したい旨の届出がございました。農業委員会等に関する法律第 23 条では、「推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て 推進委員を辞任することができる。」と規定されておりますことから、お諮りするものでございます。なお、同意が得られた場合の 今後のスケジュールにつきましては、広報 9 月号と ウェブサイトにて推進委員の募集を行います。募集期間は 10 月上旬までを予定しております。応募者多数の場合は、候補者検討会議を開催し、候補者を決定します。その後、11 月の総会において、みなさまから承認をいただく議案を諮る予定です。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 9 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 9 号議案は、承認といたします。続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 8 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局

それでは、報告事項 1 から 8 を、一括して報告します。

議案書の 15 ページを御覧ください。報告事項 1 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、報告します。件数は 5 件、農地の賃貸借について、双方の合意により解約したものです。

次に、議案書の 16 ページ、報告事項 2 使用貸借契約の解約について報告します。件数は 2 件、農地の使用貸借について、双方の合意により解約したものです。

次に、議案書の 17 ページ、報告事項 3 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告します。件数は 4 件、相続の届出です。

次に、議案書の 18 ページ、報告事項 4 農地法第 4 条の規定による届出について、報告します。件数は 6 件、すべて書類内容等完備しておりますので受理書を交付しております。

次に、議案書の 19 ページ、報告事項 5 農地法第 5 条の規定による届出（所有権）について、報告します。件数は 4 件、すべて書類内容等完備しておりますので、受理書を交付しております。

次に、議案書の 20 ページ、報告事項 6 農地法第 5 条の規定による届出（貸借権）について、報告します。件数は 1 件、書類内容等完備しておりますので、受理書を交付しています。

次に、議案書の 21 ページ、報告事項 7 非農地証明願いについて、報告します。件数は 3 件、書類内容等完備しており、現地調査の結果、問題ないと判断しましたので、証明書を発行しております。

次に、議案書の 22 ページ、報告事項 8 取下願・取消願の承認について、報告し

ます。件数は1件、申請者の都合により取消願が提出されており、書類内容等完備しておりますので、受理書を交付しています。

報告事項は、以上です。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第1号から第8号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。報告事項につきまして、御質問等はございますか。

別段（他に）無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。議事進行への御協力、ありがとうございました。

次に、その他事項に移らせていただきます。

その他事項1点目「専門委員会委員の所属」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1を御覧ください。前回の総会におきまして、御提出いただきました希望に基づき、広報研修委員会 5名、農政検討委員会 6名、振興検討委員会 6名に割り振りました。◎は、委員長を示し、委員の経験年数が長い方につけさせていただきました。なお、羽田委員につきましては、農業者年金の 加入推進部長を務めていただきます。

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等はございますか。

別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

続きまして、その他事項の2点目「親睦会の日程について」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料2を御覧ください。農業委員さんと推進委員さんの合同懇親会を11月27日に開催します。時間は18時からで、平田駅近くの好広で行います。出欠や移動手段については、10月の総会のときに改めて確認したいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等はございますか。

別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

続きまして、その他事項の3点目「令和8年度 農業分野における多様な担い手確保事業 について」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料3を御覧ください。三重県からの御案内です。関係団体には周知済みと聞いて

おります。詳細につきましては、県へ直接お問い合わせください。

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等はございますか。

別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

続きまして、その他事項の４点目「新規就農者支援 について」農林水産課から説明をお願いします。

農林水産課

市が実施している次世代の担い手育成事業からご説明します。地域計画では、中間管理機構を通じた集積を進めております。就農定着が重要と考えてサポートしています。農地のあっせんや研修では、各地区の農業委員の皆様にお世話になっております。また、就農フェアへの出展を毎年実施しております。事業としましては、本日お配りの資料「新規就農者制度」「就農準備資金・経営開始資金」を御参照ください。

議長（会長）

この件に関しまして、御質問等はございますか。

市川委員

稲作の小規模農家は、農業用機械の維持費高く耕作を維持するのが厳しい状況ですので、補助をどのように考えていますか。津市では修理補助を出しているそうです。

農林水産課

津市は単費で助成していると思われます。鈴鹿市では、その予算がございませんが、大規模農家への集積化や若い農業者への支援という国の方針と一致させる流れです。今後、生産性の高い大型機械への補助を検討します。

議長（会長）

もう少し踏み込んだ施策をお願いしたい。

農林水産課

検討してまいりたい。

後藤委員

鈴鹿市では、植木、養鶏、養豚などが盛んな時代もありましたが、担い手が暴落しているのが現状です。新規参入するにしても生活が成り立つ施策を検討していただきたい。

議長（会長）

農業委員を活用して、市もがんばっていただきたい。

森田職務代理

専門員会で意見をまとめて市へ報告すると良いですか。

農林水産課

意見を取り入れて施策を検討してまいりたい。

市川委員

若い担い手がいません。

農林水産課

そのような地区が多いですが、個々人が手を組んだり、法人化して若い人材を入れている例もあります。

議長（会長）

意見も出尽くしたようですので、この件は、以上とさせていただきます。

予定しておりました 事項は以上となりますが、折角の機会ですので、委員の方から他に何かございませんでしょうか。

別段無いようですので、この後は、事務局をお願いします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。